

## 個人宅等放射線量測定実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市民が身近な生活環境等の放射線量を把握するため、申請に基づき市が実施する放射線量の測定について、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 この要領に基づき放射線量の測定を申請できる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に土地又は建物を所有する者
- (3) 市内の自治会、町内会等

(測定場所)

第3条 放射線量を測定する場所は、所有者の同意が得られた市内に存する土地（農地を除く。）とする。

(申請)

第4条 放射線量の測定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長に放射線量測定申請書（別記様式）を提出しなければならない。

2 同一場所における再度の放射線量の測定の申請は、前回の申請日から30日を経過した日以後でなければできないものとする。

(決定通知)

第5条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、測定の可否を決定し、測定日時等を申請者に通知するものとする。

(測定日時及び測定時間)

第6条 放射線量を測定する日時は、月曜日から金曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。）の午前9時から午後4時までとする。

2 放射線量の測定時間は、1敷地当たり20分以内とする。

(測定条件)

第7条 放射線量の測定条件は、次のとおりとする。

- (1) 申請者又は当該申請者と同居の親族の立会いの下に測定すること。
- (2) 荒天時は測定を行わないこと。
- (3) 屋根等、測定に危険を伴う場所の測定は行わないこと。
- (4) 建物内の測定は行わないこと。
- (5) 蓋の開閉、物を移動するなどの作業を伴う測定は行わないこと。

(測定方法)

第8条 放射線量の測定方法は、市職員又は委託業者が市所有の測定機を使用し、地上5センチメートルの高さで30秒間測定する。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。